

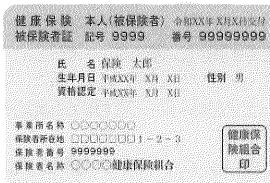
# 生計維持関係の再確認のため

提出期限7月30日(金)

## 被扶養者の資格確認調査(検認)実施

勝又健保では、健康保険法ならびに厚生労働省の通知・指導により、毎年、被扶養者の資格確認調査(以下「検認」)を実施いたします。

検認は、健康保険法の施行規則第50条によって、毎年実施するよう定められておりますので、ご協力をお願い申し上げます。



### ■検認実施の目的

勝又健保では、保険給付適正の観点から被扶養者の検認を定期的に実施いたします。これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定要件を満たしているかどうか確認するためです。

勝又健保では、保険料負担のない被扶養者の方にも被保険者の方と同様に保険給付を行っています。

本来、非扶養者に該当しない人を扶養認定してしまうことは、健保組合の財政に大きな影響を与え、将来的に保険料値上げなど被保険者(組合員)様の負担増につながってしまいます。

従いまして、皆さまの大切な保険料を適切に使用するためにも年1回(7月)検認を実施いたします。

なお、検認の結果、被扶養者の認定要件を満たしていないと判定した場合は勝又健保が定めた日、または事由発生日(就職等)をもって、被扶養者資格から外れることとなります。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



### 注意事項

正当な理由がないまま、期日までに回答がなかった場合や調査書、確認書類等の提出がなかった場合、当該被扶養者の被保険者証が無効(被扶養者資格から外れる)となりますので、必ずご提出ください。(健康保険法施行規則第50条7項)

未提出での被扶養者資格から外れる日は勝又健保が定める日付となります。

被扶養者資格から外れた場合、外れた日以降に勝又健保が負担した医療費、給付金、健診費用などは、後日被保険者の方に請求させていただきます。



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう

○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう

○医療費控除を受ける時必要になります。

### ■収入のある家族の認定について

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円未満(60歳以上の人は、障害者の場合は180万円未満)など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など、個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。

特に、最も重要な認定要件であります「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を被保険者から、日常継続的に支援を受けている実態をいいます。

その生計費については社会通念として当健康保険組合では、国民一般の標準的な生活の水準を求めため「家計調査」(総務省)等に基づき、全国・勤労者世帯の消費支出について、人事院勧告で毎年報告される費目別、世帯人員別標準生計費を目安に算定します。

ただし、勝又健保の生計費は、雑費Ⅱの額を除きます。

なお、上記により被扶養者認定を行う事が生活の実態に著しくかけはなれるなど、妥当性を欠く場合には、事情に応じた認定を行うものとします。

#### 1. 標準生計費の費目

- 食料費…食料
- 住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費…被服及び履物
- 雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ…その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

※人事院ホームページでご覧になれます。

#### 2. 費目別、世帯人員別標準生計費 ※(令和2年4月)

| 費目      | 《全国》月当り額 |         |         |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 世帯人員     | 1人      | 2人      | 3人      | 4人      | 5人      |
| 食料費     |          | 24,360  | 39,000  | 50,660  | 62,330  | 74,000  |
| 住居関係費   |          | 49,360  | 53,220  | 47,870  | 42,520  | 37,170  |
| 被服・履物費  |          | 1,130   | 3,630   | 4,120   | 4,610   | 5,110   |
| 雑費Ⅰ     |          | 28,830  | 37,120  | 50,200  | 63,270  | 76,350  |
| 雑費Ⅱ     |          | 6,930   | 20,070  | 23,380  | 26,690  | 30,010  |
| 計       |          | 110,610 | 153,040 | 176,230 | 199,420 | 222,640 |
| 雑費Ⅱを除く額 |          | 103,680 | 132,970 | 152,850 | 172,730 | 192,630 |
| 1人当たり   |          | 103,680 | 66,485  | 50,950  | 43,183  | 38,526  |



\* 被扶養者の認定基準はホームページをご覧ください



### 参考：検認に関する法・関連通達

- 健康保険法施行規則第50条第1項⇒「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」
- 健康保険法施行規則第50条第7項⇒「第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」
- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号⇒「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号⇒「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

## 勝又健保からのお知らせ

### 「国民宿舎サンライズ九十九里」宿泊プランのご案内



詳しくはHPへ

全国1位の人気の全室オーシャンビューの国民宿舎です。

### 優待券(ソフトドリンク引換券)のお知らせ

- ※宿泊時に限りご利用できます。
- ※優待券は勝又健保に電話でお申込みください。

**043-227-2125**

- ※優待券はなくなり次第終了です。
- ※お電話の際は保険証の番号・記号をお聞きますのでご準備をお願いします。

### 見本

**ソフトドリンク引換券**

有効期限：令和3年8月31日

※本券はサンライズ九十九里のみ、ご利用いただけます。

※本券はご宿泊時に限り、ソフトドリンク引換券として、お一人様1回ご利用いただけます。

※本券1枚で5名様までご利用いただけます。

※ご利用の際は、チェックイン時に本券をフロントにご提出ください。

※本券は非売品です。金品との交換や返金はできません。

国民宿舎 **SUNRIZE RESORT** 千葉県山武郡九十九里町高倉4908  
**サンライズ九十九里** TEL 0475(76)4151  
<http://www.sunrise99.jp>